## 街路整備事業 酒田都市計画道路 3·3·4号本町東大町線

#### 1 事業概要

■ 延長 : L=498m

■ 計画幅員:W=20m(6.5(11.0)m、歩道4.5m×2)

■ 事業費 : C=15億円 ■ 費用対効果: B/C=1.1

■ 交通量:自動車類 7,909台/12h、歩行者・自転車類 464人/12h

#### 2 整備の必要性

- 酒田中央ICと酒田市の中心市街地を結ぶ1次アクセス道路であり、また、酒田市の骨格を形成する都市計画道路であるが、酒田市役所や観光施設が並ぶ本工区は未整備となっている。
- 第一次緊急輸送道路であり、災害時における緊急車両の交通確保のため、電線地中化による都市防災機能の強化が必要である。
- 沿道に本間家旧本邸や、旧鐙屋の観光施設を配する道路であるが、歩道幅員が1.8mと狭く、歩行空間の快適性等を欠いている。

#### 3 令和2年度着手の必要性と整備効果等

■ 酒田市が実施中である中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、酒田市のまちづくりを支援するとともに、交通の円滑化が図られ、歩行者通行の安全が確保される。



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に名称等を付加して作成



▲本間家旧本邸



▲旧鐙屋



▲中町モール【都市再生整備計画事業】



▲酒田中町二丁目地区 市街地再開発事業(H28~R2) 【市街地再開発事業(県支援)】



13.7m



▲朝の渋滞状況(①)



▲電線が立ち並ぶ状況(②)



出典:国土地理院の電子地形図(タイル)に名称等を付加して作成

# 山形県公共事業評価システム 事前評価 妥当性評価調書

## I .事業の概要

(1) 路線•河川		酒田都市計画道路 3·3·4号 本町東大町線	(7) 事業期間	〔着工〕	令和	2	年度
(2) 担当課室名	3	都市計画課	(7) 手术別問	〔完了〕	令和	8	年度
(3) 対象事業名		街路整備事業	(8) 全体事業費		1,500,000 千円		千円
(4) 統一事業名	3	街路事業	(9) 事業区別(補助・単独)		補助事業	7	単独事業 🔲
(5) 総合支庁名		庄内総合支庁			L = 498m W = 6. 本路線は、酒田	. ,	0)[20.0]m 地と国道7号および日本海
(6) 事業箇所	〔市町村名〕	酒田市	(10) い い		沿岸東北自動車 るため、円滑な交		接続する主要幹線街路であ 確保するとともに、酒田市
	〔地区名〕	中町			役所までの第一次緊急輸送道路として、無電柱 化事業を推進する。		

### Ⅱ.対象事業の妥当性評価

### 1.実施主体

		法令等で定められている	(法令名と法令の趣旨を記入)
	1		都市計画法第59条第2項により、県が実施する。
<sub>(1)</sub> 県が実施		効果の及ぶ地理的範囲からみて県	(効果の内容及ぶ当該効果の概ねの地理的範囲を記入)
いする理由		が実施するのが妥当	
		その他	(上記以外の理由を記入)
評価結果	7	妥当	(理由を記入)
计测范未		再検討	県道(主要地方道酒田松山線)であるので、県で実施することが妥当。

## 2.費用対効果

(1) 分析対象	分析対象 [参考資料名]			国土交通省 道路局、都市局「費用便益分析マニュアル」(平成30年2月)				
		分析対象外	〔分析対象外とした理由〕					
	便益(現在価値計):B			1,393,000 千円				
		便益算定 に用いた 主な指標	〔指標1〕	走行時間短縮便益	〔指標値〕	1,041,000千円		
(2) 分析結果			〔指標2〕	走行費用縮減便益	〔指標値〕	45,000千円		
		値	〔指標3〕	交通事故減少便益	〔指標値〕	307,000千円		
	費用	月(現在価値	計) : C	1,292,000 千円				
	費用便益比:B/C					1.1		
評価結果	☑ 妥当			(理由を記入)				
计画师未	□ 再検討			B/Cが1.0を超えているため				

### 3.環境への影響

	』 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)	
(1) 自然環境	① 項	□懸念事項あり	市街地での現道拡幅であり、自然環境の改変は限定的である。また、環境アセスの 対象とはならない事業規模である。	
( ) = //// ( )	② 対処方法		(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)	
	① 懸念事	☑ 懸念事項なし	(内容を記入)	
(6) 化江黑块	① 項	□懸念事項あり	市街地での事業であるが、低騒音・低振動型の施工機械を用いる事等により影響は小さい。	
(2) 生活環境	@ +Jm++		(懸念事項ありの場合、工法・施工方法の工夫等の対処方法を記入)	
	② 対処方法	<b>*</b>		
評価結果	☑ 妥当 再検討		(理由を記入)	
計Ш和未			自然環境、生活環境ともに懸念事項がなく、妥当である。	

### 4.事業内容

求められてい	① サービス水準(現況)		車道幅員7.0m(路肩含9.5m)、歩道幅員4.2m(1.8m+2.4m)				
(1) るサービス水	2	サービス水準(実施後)	車道幅員6.5m(路肩含11.0m)、歩道幅員9.0m(4.5m×2)				
<del>''</del>	③ 当サービス水準の必要性を示す資料 道路構造令、山形県県道の構造の				5県県道の構造の技術的基準等を定める条例		
	① 主な事業内容			街路整備事業(現道拡幅)			
<sup>(2)</sup> (当該案)	2	主な事業内容の位置・ルート	酒田	酒田市中町~二番町 地内			
	③ 主な事業内容の規模 第4種1級 延長L=498m、幅員W=20.0m(車道6.5m(11.0m)、歩道9.0m)				L=498m、幅員W=20.0m(車道6.5m(11.0m)、歩道9.0m)		
			4	代替案なし	(代替案ありの場合はその事業内容を、ない場合はその理由を記入)		
	1	代替案の有無と理由		代替案あり	本路線は酒田都市計画決定路線であり、代替案はない。		
当事業内容	2		事業規模の必 要性		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)		
ョ事業内存 (3) が求められる 理由		求められるサービス水準を実現 )する上で当事業内容が必要とな る理由			事業効果が発現される最小単位(主要交差点間)である。		
			その他の事業内容の必要性		(代替案がある場合は当該案について代替案と比較しながら説明)		
					本路線は酒田市中心部へのアクセス道路であり、周辺には観光施設、公共施設が立ち並ぶ重要な路線であるが、歩道・路肩が狭い。そのため、良好な交通環境の整備が求められている。		
5-7 (m (+) FI	7	妥当	(理	由を記入)			
評価結果	再検討		都市計画決定どおりの事業内容であり、主要交差点間の整備が完成するため、整備効果が 発現できる。				

## 5.政策等への貢献

_								
			□ 必要性なし	(内容を記入)				
(	優先整備の 1)必要性	① 不便益軽減の必要性	必要性あり	歩道の拡幅により歩行者、車道の拡幅により自転車の安全が確保される。				
	221		□ 可能性なし	(内容を記入)				
		② 事業連携効果発現の可能性	☑ 可能性あり	酒田市にて現在実施中の中心市街地活性化事業(H21~)、及び都市再生整備計画事業(H22~)と連携して整備を行うことで、中心市街地の活性化に寄与する。				
	総合計画短	<テーマ・施策・主要事業>	<項目>	(評価の考え方)				
(2)	フランでの位	地域活力と多様な交流を生み出し	施策3ー4(1)① コンパかな都市機能を 備えた利便性の高 いまちづくりの促進	中心市街地活性化計画区域、及び立地適正化計画における都市機能誘導 区域内で実施される都市計画道路の整備であり、当施策に合致する。				
	やまがた「県	<基本目標・施策群>	<施策>					
(	o) 上十世國 1天	基本目標3 地域力を生み出す生活基盤づくり	1. 都市の拠点 性向上の推進	中心市街地や都市の拠点機能を高める都市計画道路の整備であり、当施 策に合致する。				
	山形県道路	<施策名>						
(	<sup>4)</sup> 中期計画 2028での位 置づけ	施策8 街なかに賑わいを創出するみちづく りの推進		山形県道路の整備に関するプログラムに路線が計上されている。				

#### 6.総合評価

	7	妥当	(理由を記入)			
評価結果			酒田市の中心市街地活性化事業や都市再生整備計画事業と一体的に整備を行うことにより、中心市街地の活性化に資することや、都市骨格を形成する都市計画道路の未整備区間			
at in the state		再検討	が解消されることから妥当であると考える。			
	7	特記事項なし	(内容を記入)			
特記事項		特記事項あり				

